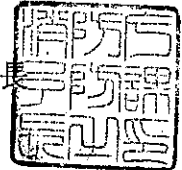




消防予第311号  
平成17年10月24日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長



「消防力の整備指針第34条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」の運用について

「消防力の整備指針第34条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」(平成17年消防庁告示第13号。以下「資格者告示」という。)の公布については、平成17年10月18日付け消防予第305号により示したところですが、今般、その運用に関し、下記のとおり定めましたので通知します。

貴職におかれましては、高度な知識及び技術を必要とする予防業務を円滑に行うために、予防技術検定を積極的に活用することが有効であることを十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨を周知していただきますようお願いします。

## 記

### 第1 予防技術資格者の資格要件及び区分(第1条関係)

#### 1 予防技術資格者の認定

消防長は、資格者告示第1条各号及び資格者告示附則第4項各号に規定する要件を満たす者に対し、次に掲げる区分に従い、別記様式により予防技術資格者認定証を交付するとともに、予防技術資格者名簿を作成し、必要事項を記録するものとする。

(1) 防火査察専門員(立入検査、防火管理又は違反処理等の防火査察に関する業務を担当する者をいう。)

ア 消防庁長官が指定する試験(以下「予防技術検定」という。)のうち防火査察

の区分に合格した消防職員

イ 資格者告示附則第4項第1号に規定する指定予防業務（以下「指定予防業務」という。）のうち防火管理、防火査察又は違反処理に関する業務に従事した経験を有し、同項各号に該当する消防職員（平成23年3月31日までに、消防長に認定された者に限る。）

(2) 消防用設備等専門員（消防同意、消防用設備等に関する業務を担当する者をいう。）

ア 予防技術検定のうち消防用設備等の区分に合格した消防職員

イ 指定予防業務のうち消防同意又は消防用設備等に関する業務に従事した経験を有し、同項各号に該当する消防職員（平成23年3月31日までに、消防長に認定された者に限る。）

(3) 危険物専門員（危険物に関する業務を担当する者をいう。）

ア 予防技術検定のうち危険物の区分に合格した消防職員

イ 指定予防業務のうち危険物に関する業務に従事した経験を有し、同項各号に該当する消防職員（平成23年3月31日までに、消防長に認定された者に限る）

2 資格者告示第1条各号及び附則第4項第1号に規定する予防業務又は資格者告示附則第4項各号に規定する指定予防業務に従事した年数は、消防長又は消防署長が職員の勤務に関する経歴により判断する。

3 予防技術資格者の資格要件のイメージを別添により示すので、参考とされたい。

## 第2 予防技術検定の受検資格に関する事項（第2条関係）

### 1 資格者告示第2条第1項に規定する講習の課程

資格者告示別表第1から別表第5に定める講習の課程については、消防学校における「消防学校の教育訓練の基準」（平成15年消防庁告示第3号）の規定に基づく「初任教育」、「予防査察科」及び「危険物科」の課程に加え、資格者告示別表に定める講習時間に満たない教科目について別途に講習等により履修して補うことで足りるものとする。

### 2 受検資格の証明

予防技術検定を受検しようとする者は、予防技術検定を受検する際に、資格者告示第2条各号に規定する受検資格を証明する書類を次により予防技術検定の実施に関する事務を行う者として消防庁長官の指定を受けた者に提出するものとする。

(1) 資格者告示第2条第1号に規定する者は、消防学校長、消防長又は消防署長が講習の課程の修了を証明する書類

(2) 資格者告示第2条第2号又は第3号に規定する者は、当該学校長等が発行する卒業証明書又は履修を証明する書類

(3) 資格者告示第2条第4号に規定する者は、1年以上の予防業務に従事した実績について消防長又は消防署長が証明する書類

## 第3 その他に関する事項（附則関係）

1 指定予防業務は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 防火管理

防火対象物の管理について権原を有する者に対し、次に掲げる事項の指導及びこれらに関する業務をいう。

ア 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条第1項及び法

第8条の2第1項の規定に基づく消防計画の作成その他防火管理上必要な業務

イ 法第8条第2項の規定に基づく防火管理者の選任及び解任の届出

ウ 法第8条の2第2項の規定に基づく共同防火管理の協議すべき事項の届出

オ 法第8条の2の2第1項の規定に基づく防火対象物の点検及び報告

エ 法第8条の2の3第1項の規定に基づく防火対象物の点検及び報告の特例の認定

カ 法第8条の2の4の規定に基づく避難施設等の管理

(2) 防火査察

法第4条の規定に基づき、資料提出命令、報告徴収及び立入検査により防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況について、不備欠陥事項の有無を判断し、その是正の指導を行う業務をいう。

(3) 違反処理

(2)による立入検査等の結果により、不備欠陥事項の有無、火災発生危険性等から必要と認めるときに、次に掲げる規定に基づき指導又は措置命令等の行政処分及びこれに係る手続きを行う業務をいう。

また、次に掲げるもののほか、(6)に規定する危険物に関する業務に係る手続きを含むものとする。

ア 法第3条、法第5条、法第5条の2及び法第5条の3

イ 法第8条第3項、同条第4項、法第8条の2第3項及び同条第4項

ウ 法第8条の2の2第4項

エ 法第17条の4

(4) 消防同意

法第7条第1項の規定に基づき同意を求められた建築物の計画について、法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定で建築物の防火に関するものに違反する事項の有無を判断する業務をいう。

(5) 消防用設備等

法第17条第1項に規定する消防用設備等又は同条第3項に規定する特殊消防用設備等が法第17条第1項の規定に基づく政令若しくはこれに基づく命令又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準又は法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に適合しているかどうかの判断及び法第17条の3の2に基づく検査並びにこれらに関する業務をいう。

(6) 危険物

法第9条の4に規定する少量危険物、法第10条から第16条の9までの規定に基づく危険物の貯蔵又は取扱い並びに危険物施設の位置、構造又は設備の状況が技術上の基準に従っているかの検査並びに技術上の基準に従うよう行う指導及び命令を行う業務をいう。

- 2 資格者告示第1条各号及び附則第4項各号の規定により予防技術資格者の資格を得た者は、予防業務に従事しないこととなった時においても、その資格を失うことはなく、また、資格者告示附則第4項各号の規定により予防技術資格者とみなされる者は、平成23年3月31日以降においても、その資格を失うことはないものである。

総務省消防庁 予防課  
担当：設備係 伊藤・高垣  
TEL : 03-5253-7523  
FAX : 03-5253-7533  
E-Mail : [takagaki-t@fdma.go.jp](mailto:takagaki-t@fdma.go.jp)

## 予防技術資格者認定証

氏 名

消防力の整備指針第三十四条第三項の規定に基づき、予防技術  
資格者の資格を定める件（平成十七年消防庁告示第十三号）に基  
づき予防技術資格者〔 専門員〕として認定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市消防局長又は消防本部消防長  
消防〇〇 氏 名

# 予防技術資格者の資格

(従事経験)

予防業務に通算して  
2年以上の従事経験

予防業務に通算して  
4年以上の従事経験

予防業務に通算して  
4年以上の従事経験

予防業務に通算して  
4年以上の従事経験  
(受験資格1年を含む)

予防技術資格者(第1条)

(検定受検資格)

告示別表に定める  
講習の課程を修了

大学、高等専門学校、大学院にお  
いて理工系又は法学系の学科又は  
課程を修めて卒業

大学、高等専門学校、大学院にお  
いて機械、電気、工業化学、土木、  
建築又は法律に関する単位を通  
算して20単位以上修得

予防業務に1年以上の  
従事経験

予防技術検定合格

予防技術検定合格

予防技術検定合格

予防技術検定合格

注)上記従事経験については、受検の前後を問わない。

平成23年3月31日までの間に、以下に該当した場合

指定予防業務に  
1年以上の従事経験

指定予防業務に  
1年以上の従事経験

予防技術資格者  
(附則第4項)

予防業務に通算して5年以上の従事経験

消防大学校において火災の予防に関する  
教育訓練の課程を修了